

学校保健安全法による医療費助成（歯科）の適用範囲拡大を求める意見書

学校保健安全法では、医療費負担が困難な家庭の児童に対し、学校で受けた健康診断などの結果、学校長から治療の指示を受けた場合の医療費を助成する制度が設けられている。

同法第 24 条では「児童又は生徒が、感染性又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病で政令で定めるものにかかり、学校において治療の指示を受けたときは、（中略）その疾病の治療のための医療に要する費用について必要な援助を行うものとする。」と定めており、「学校病」と呼ばれる疾患に罹患した児童等に対し、早期の治療ができるようになっている。

しかし、同法施行令第 8 条では、歯科においては治療疾患をう歯（むし歯）と限定している。学校検診では、う歯の有無とあわせ、歯肉炎などの症状についても診断しているが、近年増加が著しい歯肉炎等の治療は助成の対象外となっている。

子どもたちを取り巻く生活環境の変化で、歯周疾患が増えるなか、等しく子どもたちが学習に支障をきたさないようにつくられた本制度の趣旨をくみ取れば、「学校病」の適用範囲を広げるべき時期に来ている。

よって本市議会は国に対し、学校保健安全法にもとづく医療費助成の適用範囲をう歯に限定せず、歯周疾患等にも広げることが強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 23 年 6 月 24 日

貝 塚 市 議 会